

令和7年国勢調査美幌町実施本部設置要領

1 目 的

令和7年国勢調査の実施に当たり美幌町における調査事務の万全を期するため、令和7年国勢調査美幌町実施本部（以下「実施本部」という）を設置し、総合的かつ効率的な調査実施体制を整えることを目的とする。

2 組 織

- (1) 実施本部は、総務部政策統計グループ内に置く。
- (2) 実施本部に、本部長・副本部長・事務局長・事務局次長・班長及び班員を置く。
- (3) 本部長は、町長をもって充てる。
- (4) 副本部長は、副町長をもって充てる。
- (5) 事務局長は、総務部長をもって充てる。
- (6) 事務局次長は、政策推進課長をもって充てる。
- (7) 班長及び班員は、総務部職員をもって充てる。

3 職 務

- (1) 本部長は、実施本部の事務を総括する。
- (2) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を代理する。
- (3) 事務局長は、上司の命を受け、実施本部の事務を処理する。
- (4) 事務局次長は、上司の命を受け、実施本部の事務を処理する。
- (5) 班長は、上司の命を受け、当該班の事務を処理する。
- (6) 班員は、上司の命を受け、当該班の事務に従事する。

4 事務分掌

班は次の3班とし、事務分掌は次のとおりとする。

- (1) 総務班
 - ① 調査実施の総合企画・調整に関すること。
 - ② 調査の実施計画・進行管理に関すること。
 - ③ 指導員及び調査員の推薦に関すること。

- ④ 指導員及び調査員の指導に関する事。
- ⑤ 調査上の問題点に対する指導に関する事。
- ⑥ 指導員及び調査員の公務災害補償に関する事。
- ⑦ 調査区に関する事。
- ⑧ 調査結果の概数公表に関する事。
- ⑨ 調査関係書類の配布等に関する事。
- ⑩ 地方集計に関する事。
- ⑪ 予算及び経理に関する事。
- ⑫ 北海道統計課及び各班との連絡調整、他の班に属しない事務に関する事。
- ⑬ その他、実施本部に関する事。

(2) 審査集計班

- ① 調査関係書類の審査・整理・集計に関する事。
- ② 調査関係書類の点検に関する事。
- ③ その他、審査及び集計進行に関する事。

(3) 広報班

- ① 調査趣旨の普及、広報に関する事。
- ② 報道機関との連絡調整に関する事。

5 その他

- (1) この要領に定めるもののほか、実施本部の運営に関し、必要な事項は本部長が定める。
- (2) この要領は、令和7年6月2日から施行し、令和8年3月31日にその効力を失う。